

〇〇〇〇子ども食堂の会 規約

（名称）

第1条 この団体は、名称を「〇〇〇〇子ども食堂の会」とする。

（事務所）

第2条 この団体の事務所は、「久留米市〇〇町〇〇1番地2号」に置く。

（目的）

第3条 この団体は、子どもが将来にわたって幸せな状態で成長するため、安全・安心に過ごすことができる居場所をつくることを目的に、食事の提供のみならず、基本的生活習慣の習得、地域との交流、学習支援、調理実習などを行うこども食堂を実施する。

（活動）

第4条 この団体の目的を達成するために、定期的に会合を行い、こども食堂事業の企画・実施やスタッフ・ボランティアの研修などを行う。

（会員）

第5条 この団体の会員は、別紙会員名簿のとおりとする。

2 この団体の会員は、事業に参加できる者とする。

（役員）

第6条 この団体には、代表1名、副代表1名、会計1名を置く。

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

附則

1 この規約は、令和7年〇〇月〇〇日から施行する。